

前回審査会（令和6年10月21日）等における指摘事項及び都市計画決定権者の見解
 （（仮称）浜松湖西豊橋道路（愛知県区間） 環境影響評価方法書）

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解	関連頁
水環境			
1	<p>地下水の水位の調査を湿地のために行うのか、地下水の利用者に対する影響を把握するために行うのかなど、何を対象として調査を行うのかを明確にした方がよい。</p> <p>また、地下水は深さ方向への考慮が重要であるので、調査対象や流動方向といった点も含めて、しっかり把握された方がよいと思う。（神谷委員）</p>	<p>地下水の水位の調査対象は、湿地、沢、湧水や、上水利用されている井戸を対象に行います。</p> <p>湧水については、流れてくる方向に向かって踏査し、湧出の位置と水量を明らかにする調査を1回以上行い、井戸については、影響が及ぶと考えられる範囲内で活用可能な既存井戸の1年間の水位観測を行うことを想定しています。</p> <p>影響の予測は、地下水位の変化及び湧水量の変化を予測し、地下水、利水等の保全対象について評価することとしています。</p>	8-17
その他（全般）			
2	<p>調査方法について、具体的にどこの地点で何ヶ所といった内容が書かれていないため、現地調査が行われる段階で有識者等に意見を求めるなど、この審査会に準じるような仕組みを作っておけば、ある程度リスクが回避できると思う。（塚田委員）</p>	<p>愛知県においては、都市計画決定権者が環境影響評価を実施する場合には、都市計画審議会に有識者からなる環境影響評価調査専門部会（以下、専門部会という。）を設置し、都市計画に係る環境影響評価に関する調査審議を行うこととしています。</p> <p>今後、調査・予測地点の検討にあたっては、有識者等に意見を求めながら進めるとともに、準備書作成段階の専門部会において、環境影響評価の結果の内容を調査審議していくこととしており、有識者の調査・予測地点の選定等に係る意見については適切に反映できると考えております。</p> <p>環境影響評価審査会の委員に対しては、準備書作成時に予定している専門部会と同じ段階で情報提供することを考えております。</p>	—

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解	関連頁
3	<p>道路が県立自然公園を通る場合、自然公園内であっても許可が出る可能性はあるのか。(橋本委員)</p>	<p>事業実施区域には、石巻山多米県立自然公園の第3種特別地域が一部該当しています。県立自然公園特別地域内で工作物の新築等の行為をする場合、愛知県知事の許可を受ける必要がありますので、愛知県立自然公園条例施行規則第13条に基づき申請を予定しています。</p>	4-2-109
4	<p>住民の反対意見が目立つ以上、通常よりも説明の機会を増やすなどをして、積極的なリスクコミュニケーションを行う姿勢を見せることは、県政を推進する上においても、重要だと考える。(伊藤委員)</p>	<p>これまでに、国の計画段階評価において、地域住民や道路利用者へアンケート調査による意見聴取を実施するとともに、愛知県においても方法書の説明会に合わせて、都市計画の基本方針(案)の説明会を実施しております。</p> <p>今後についても、都市計画手続において、都市計画法に基づき、都市計画の案の作成段階で説明会や公聴会を実施していくこととしており、地域住民等に対して丁寧かつ十分な説明を行うとともに住民の意見を都市計画に反映させるための必要な措置を講じてまいります。</p> <p>環境影響評価手続においても、環境影響評価法に基づき、準備書段階で縦覧及び説明会を実施することとしており、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、環境の保全の見地からの意見を求めます。</p> <p>引き続き、都市計画及び環境影響に係る内容について、地域住民等に対し丁寧な説明を行ってまいります。</p>	—